

令和8年 5月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか保育園
園長 島田 洋子

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和7年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか保育園 （教育標準時間認定）

令和7年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	182,985円	182,985円	162,015円
	5月	182,555円	182,555円	165,715円
	6月	182,555円	182,555円	165,715円
	7月	176,145円	176,145円	159,305円
	8月	217,975円	217,975円	201,135円
	9月	217,975円	217,975円	201,135円
	10月	182,555円	182,555円	165,715円
	11月	182,555円	182,555円	161,585円
	12月	182,555円	182,555円	161,585円
	1月	182,555円	182,555円	161,585円
	2月	176,145円	176,145円	159,305円
	3月	210,215円	210,215円	193,375円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の各月公定価格に〔その月における施設での副食提供日数×245円〕を、加えた額となります。

ゆたか保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和7年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	244,930円	143,720円	81,090円	61,010円
	5月	244,770円	143,560円	74,090円	58,010円
	6月	244,710円	143,500円	74,030円	57,950円
	7月	244,770円	143,560円	74,090円	58,010円
	8月	244,880円	143,670円	74,200円	58,120円
	9月	244,820円	143,610円	74,140円	58,060円
	10月	244,610円	143,400円	73,930円	57,850円
	11月	244,610円	143,400円	73,930円	53,850円
	12月	244,610円	143,400円	73,930円	53,850円
	1月	244,610円	143,400円	73,930円	53,850円
	2月	244,610円	143,400円	73,930円	57,850円
	3月	246,650円	145,440円	75,970円	59,890円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	239,410円	138,100円	75,340円	55,250円
	5月	239,250円	137,940円	68,340円	52,250円
	6月	239,190円	137,880円	68,280円	52,190円
	7月	239,250円	137,940円	68,340円	52,250円
	8月	239,360円	138,050円	68,450円	52,360円
	9月	239,300円	137,990円	68,390円	52,300円
	10月	239,090円	137,780円	68,180円	52,090円
	11月	239,090円	137,780円	68,180円	48,090円
	12月	239,090円	137,780円	68,180円	48,090円
	1月	239,090円	137,780円	68,180円	48,090円
	2月	239,090円	137,780円	68,180円	52,090円
	3月	241,130円	139,820円	70,220円	54,130円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の公定価格に、4,900円を加えた額となります。